

「地方大学・地域産業創生交付金」に関する Q&A（未定稿）

（令和 3 年 3 月 31 日付け更新版）

※本 Q&A は、地方大学・地域産業創生交付金の運用についてまとめたものであり、順次更新を行ってまいります。

【目次】

【本 Q&A における用語の定義】	8
1. 本交付金の趣旨等について	9
問 1-1. 本交付金の趣旨や目的如何。	9
問 1-2. 「キラリと光る地方大学づくり」を進める上での基本的認識如何。	9
問 1-3. 本交付金制度は、既存の大学への補助制度とどう異なるのか。	9
問 1-4. 本交付金制度の創設に伴い、地域の産官学の連携による事業は、地方創生推進交付金や地方創生拠点整備交付金に申請することはできなくなるのか。	10
2. 申請主体について	10
問 2-1. 本交付金はどのような者が申請できるのか。	10
問 2-2. 推進会議や大学、事業者等が直接国へ申請することは可能か。	10
問 2-3. 市区町村が申請することは可能か。	10
問 2-4. 複数の地方公共団体による共同申請は可能か。	10
問 2-5. 東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）の地方公共団体が申請することは可能か。	10
問 2-6. 東京圏以外の大都市圏の地方公共団体が申請することは可能か。	10
3. 計画について（KPI を含む）	11
問 3-1. 本交付金の申請の前に計画を作成しておくことが必要か。	11
問 3-2. 計画作成や申請における地方公共団体と推進会議との関係如何。	11
問 3-3. 地域再生計画とは別に、法に基づく計画の作成が必要か。	11
問 3-4. 本交付金には地方創生推進交付金活用分が含まれているが、地方創生推進交付金の申請も別途行う必要があるか。	11

問 3-5. 計画区域から除かなければならない区域はあるか。	11
問 3-6. 計画区域は、申請主体である地方公共団体の区域より小さい区域とすることは可能か。	11
問 3-7. 計画期間は何年間か。	11
問 3-8. 国による支援は原則 5 年間であるのに、なぜおおむね 10 年程度の計画を作成する必要があるのか。	12
問 3-9. 中核的な産業として設定する分野に限定はあるか。	12

4. 推進会議について 12

問 4-1. 推進会議は本交付金の申請前に設立しておく必要があるのか。また、既存の産官学連携の組織を推進会議と位置づけてもよいか。	12
問 4-2. 推進会議は法人格を持つ必要があるか。	12
問 4-3. 推進会議の規約としてどのようなものを定めるべきか。	12
問 4-4. 推進会議に大学や事業者（又は事業者が組織する団体）の参画は必須か。また、推進会議に参画する大学が 1 大学のみ、1 事業者のみでもよいか。	13
問 4-5. 推進会議に参画する大学や事業者は計画区域に所在していることが必要か。	13
問 4-6. 推進会議にはできるだけ多くの大学や事業者の参画を募った方が望ましいのか。	13
問 4-7. 推進会議は誰が主宰者となるのか。	13
問 4-8. 推進会議の事務局機能をどのような機関が担うことが望ましいのか。	13
問 4-9. 推進会議の事務局を大学においてもよいか。	13
問 4-10. 事業責任者として想定されるのはどのような人物か。	13
問 4-11. 事業責任者は、他の職と兼務することは可能か。	14
問 4-12. 大学の参画要件如何。	14
問 4-13. 一部の学部や研究科のみが推進会議に参画することは可能か。	14
問 4-14. 事業者としてはどのような者の参画を想定しているか。	14

5. 大学改革について 14

問 5-1. 「大学改革」の内容如何。	14
問 5-2. 要件としている大学組織改革の定義如何。文部科学大臣の設置認可等が必要となる組織改編が要件となるのか。	15

問 5-3. 大学組織改革に関連して、文部科学大臣による大学設置認可や国立大学法人の中期計画の変更の認可等が必要となる事項を記載した計画が、内閣総理大臣により認定された場合、文部科学大臣へのこれらの申請等手続は不要になるのか。	15
問 5-4. 内閣総理大臣により計画が認定された後、文部科学大臣による大学設置認可等が認められなかった場合、計画の変更が必要となるのか。	15
問 5-5. 既に特色化のための大学組織改革を行っている場合であっても、本交付金の申請にあたり、新たに大学組織改革が必要となるのか。	15
問 5-6. 要件とする大学組織改革はいつまでに行う必要があるのか。	15
問 5-7. 推進会議に参画する全ての大学が組織改革を行う必要があるのか。	15
問 5-8. トップレベル人材の招へいは必須要件か。	15
問 5-9. 招へいするトップレベル人材には、どのような役割が想定されているか。	16
問 5-10. トップレベル人材は、完全に移籍してもらう必要があるのか。	16
問 5-11. トップレベル人材の雇用形態や招へい期間について要件はあるのか。	16
問 5-12. 中心研究者として想定されるのはどのような人物か。	16
問 5-13. 招へいするトップレベル人材が中心研究者となることは可能か。	16
問 5-14. 事業責任者と中心研究者は兼務可能か。	16
問 5-15. トップレベル人材の招へいのため、標準的な給与よりも高い給与を支給することは可能か。	16
問 5-16. 招へいするトップレベル人材については、招へいにあたり内諾が必要か。	16
6. 交付対象経費について	17
問 6-1. 本交付金の交付対象経費とならない経費は何か。	17
問 6-2. 大学の教職員や事業者等の従業員等の人件費などの経費は認められるのか。	17
問 6-3. 個人や個別企業に対する給付事業は、原則、対象外となっているが、具体的にどのような経費が対象外となるのか。	17
問 6-4. 給付事業に類するものとして対象外となる経費は何か。	17
問 6-5. 個別企業への助成は全て給付金事業に該当するのか。	18
問 6-6. 国による他の補助金等を受けている事業に充てることはできるのか。	18
問 6-7. 基盤構築分とプロジェクト実施分の違い如何。	18
問 6-8. 基盤構築分とプロジェクト実施分は両方計画に含む必要があるか。	19

問 6-9. 先導的研究基盤の定義は何か。	19
問 6-10. 施設整備等事業として認められる経費の具体例如何。	19
問 6-11. どのような場合に施設整備計画の提出が必要なのか。	19
問 6-12. 地方公共団体から大学等へ研究費を助成する場合、いわゆる間接経費を助成することは可能か。	19
問 6-13. TA (Teaching Assistant) 、RA (Research Assistant) として学生を雇用した場合、謝金を支給することは可能か。	20
問 6-14. 学生への就学支援などの経費 (奨学金や交通費など) を支出することは可能か。	20
問 6-15. 学生へ旅費を支給することは可能か。	20
問 6-16. 学生が実習等を行う場合に必要となる交通費や宿泊費を支給することは可能か。	20
問 6-17. 「先導的研究基盤・技術を活用した最先端研究等」は、大学が行う事業のみが対象となるのか。	20
問 6-18. 備品購入については、KPI の達成への寄与が見込まれるものが対象とされているが、机や椅子等の備品も含まれると考えてよいか。	20
問 6-19. 共用して利用する備品の購入にあたり、複数制度の研究費の合算による購入は可能か。	20
問 6-20. ライセンスや保守契約等の契約の最小単位が 1 年間の場合において、年度途中の調達は可能か。	21
問 6-21. 大学が行う取組についても、本交付金の対象となるのか。	21
問 6-22. 都道府県による市区町村への補助事業に本交付金を充当できるか。	21
問 6-23. 地方公共団体が造成している基金から財源が拠出されている事業も、本交付金の対象事業となるか。	21
問 6-24. 地方公共団体の特別会計や公営企業会計から財源が拠出されている事業について、本交付金の対象事業となるか。	21
問 6-25. 本交付金の地方負担分に企業版ふるさと納税制度による寄附を充てることは可能か。 ..	21
問 6-26. 国費ベースで 7 億円を上限の目安としているが、これを超える額を申請することは可能か。	21
問 6-27. 1 計画あたりの交付金額の上限の目安とは、単年度あたりの上限の目安か。複数年事業を予定している場合、複数年間の交付金の総額を上限の目安以内にしなければならないのか。 ...	22
問 6-28. 過去に国の補助金等で採択され、補助期間が終了した取組と同一又は類似の取組を申請することは可能か。	22

問 6-29. 過去に国の補助金等で不採択となった取組と同一又は類似の取組を申請することは可能か。	22
問 6-30. 計画の一部又は全部について、他の補助金にも申請する予定であるが、本交付金への申請は制限されるのか。	22
7. PDCA の実践について	22
問 7-1. KPI の達成度はどのような体制で、どのように分析するのか。	22
問 7-2. KPI の検証機関は、例えば推進会議の一部会として位置づけることは可能か。	22
問 7-3. 議会による検証について、例えば、所管委員会における報告や審議はこれに該当するか。	23
問 7-4. 実施した事業が、KPI の達成度が極めて低い結果となった場合、本交付金を返還する必要があるのか。	23
問 7-5. 毎年度の国によるフォローアップはどのように行われるのか。	23
8. 申請手続きについて	23
問 8-1. 1 地方公共団体あたりの申請可能数はあるか。	23
問 8-2. 事業はいつまでに予算計上する必要があるのか。	23
9. 認定について	23
問 9-1. 認定予定件数は何件か。	23
問 9-2. 審査はどのように行われるのか。	24
問 9-3. 評価委員会の委員名は公表されるのか。	24
問 9-4. 不認定となった場合の取扱い如何。	24
問 9-5. 現地評価、面接評価はどのような者が対応するべきか。	24
問 9-6. 現地評価、面接評価の詳細如何。	24
10. 交付、地方財政措置について	24
問 10-1. 予算計上した事業について、計画の認定及び本交付金の交付決定前の事業着手は認められるのか。	24
問 10-2. どのような場合に、交付決定前の「事業着手」となるのか。契約に向けた準備（入札など）を行った場合、事業着手となるのか。	25

問 10-3. 地方負担に対する地方財政措置はどのようになるのか。	25
問 10-4. 交付額が申請額を下回る場合があり得るのか。	25
問 10-5. 本交付金を申請するためには、令和3年度事業として議会の予算議決を得る必要があるが、議会の承認を得たとしても、計画が認定されなかった場合には一般財源で手当てすることが不可能で、事業実施ができなくなってしまう可能性がある。そうした場合に、なんらかの救済措置はとられるのか。	25
問 10-6. 本交付金を充当した事業を繰り越すことは可能か。	26
問 10-7. 市区町村には、国庫から直接市区町村に交付されるのか。	26
問 10-8. 国による支援は5年間の支援が約束されるのか。	26
問 10-9. 5年間よりも短い期間で国の支援を求めることは可能か。	26
問 10-10. 国による支援は原則5年間とされているが、支援の延長を求めることは可能か。	26
11. 計画の公表・変更等について	26
問 11-1. 実施計画の提出にあたっては、地方公共団体名や地域名などの固有名詞をマスキングする必要があるのか。	26
問 11-2. 一度、実施計画を提出したら、審査期間中の実施計画の変更は認められないのか。	26
問 11-3. 採択後の交付申請の変更手続きは、どういった場合に必要となるか。	27
12. 研究活動における不正行為への対応について	27
問 12-1. 研究不正の扱いについて	27
問 12-2. 既存の地方創生推進交付金は研究不正対応指針の対象外である一方、地方大学・地域産業創生交付金は対象とする理由如何。	27
問 12-3. 研究不正対応指針における「研究活動」の定義如何。	27
問 12-4. 研究活動を行わない計画を策定・実施する場合も、研究不正対応指針の対象となるのか。	28
問 12-5. 研究不正対応指針に基づき、地方公共団体に求められる具体的な役割如何。	28
問 12-6. 研究不正対応指針に基づく配分停止、不採択、返還等の措置は、事務局（内閣府）が研究機関に対して直接行うのか。あるいは自治体を介すのか。	28

13. その他29

問 13-1. 採択後、本交付金による財政支援以外に国からどのようなサポートを受けられるのか。
.....29

【本 Q&A における用語の定義】

用語	定義
法	地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成 30 年法律第 37 号）
計画	法第 5 条第 1 項に基づき地方公共団体が作成する、地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画
認定計画	法第 5 条第 6 項により内閣総理大臣の認定を受けた計画（変更の認定があったときは変更後のもの）
推進会議	法第 10 条第 1 項に基づき地方公共団体が組織する、地域における大学振興・若者雇用創出推進会議
地方大学・ 地域産業創生交付金 （本 Q&A では「本 交付金」という）	法第 5 条の規定により地方公共団体が作成した計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、法第 11 条の規定により国が交付する交付金（令和 3 年度予算額 72.5 億円）。予算科目における地方大学・地域産業創生交付金（令和 3 年度予算額 22.5 億円）及び地方創生推進交付金（地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 13 条のまち・ひと・しごと創生交付金を除く。令和 3 年度予算額 50 億円）をいう。

1. 本交付金の趣旨等について

問 1-1. 本交付金の趣旨や目的如何。

地域の将来を担う若者が大幅に減少する中、地域の人材への投資を通じて地域の生産性の向上を目指すことが重要です。このため、本交付金では法に基づき、首長のリーダーシップの下、地域の中核的産業の振興に向け、産官学連携により、地域に特色のある研究開発や人材育成に取り組む地方公共団体を重点的に支援します。

本交付金により、地域の中核的産業の振興や生産性の向上を促進するとともに、地域産業創生の駆動力となり特定分野に圧倒的な強みを持つ「キラリと光る地方大学づくり」を進め、学生の地方大学への進学等を通じて、東京一極集中の是正を目指します。

問 1-2. 「キラリと光る地方大学づくり」を進める上での基本的認識如何。

日本全国や世界中から学生が集まるような、魅力ある地方大学づくりを、地域を挙げて進めていくことが重要です。

その際、「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」最終報告において、

- ・「総花主義」から脱却し、産官学が連携して地域産業の特性等を踏まえつつ各大学の強みのある学問領域・研究分野のさらなる強化に取り組み、特定分野においては、グローバルに競争力を持つ拠点を構築することが重要
- ・地域の技術開発力やマーケティング力を高めるため首都圏の大学や研究開発法人、さらには海外の大学等との連携により優れた英知を結集し、ベンチャー企業の創出やイノベーションに向けた取組を支援する視点が重要

と指摘されている点を踏まえ、特定分野においてグローバルに競争力を持つ地方大学づくりのために、国内外のトップレベル人材の招へいなど、地域外の英知を大胆に取り入れて進めていくことが重要です。

問 1-3. 本交付金制度は、既存の大学への補助制度とどう異なるのか。

本交付金は、首長がリーダーシップを発揮することを前提として、地方大学が特色を出しつつ、産官学連携により、先端的な研究開発や人材育成などを行う優れた取組を重点的に支援するものです。

一方、これまでの大学への補助制度では、大学における革新的研究成果を用いて、グローバル展開を目指した新事業を地域の大学が主体となって立ち上げる取組や、地域が求める人材を養成するための教育改革などの特色ある教育研究の実施等を行う大学の取組を、国が直接支援してきたところです。

従って、本交付金は、従来の制度とは、

- ①大学主体でなく、地域を代表する首長がリーダーシップをとること
 - ②地方大学の役割として、教育研究そのものよりも、地域産業への貢献を重視していること
 - ③首長が主導することにより、地域全体に波及する中核的な産業の振興を推進すること
 - ④地域における中核的な産業振興と、それを担う専門人材の育成とを一体的に推進すること
- 等の点で異なるものと考えています。

問 1-4. 本交付金制度の創設に伴い、地域の産官学の連携による事業は、地方創生推進交付金や地方創生拠点整備交付金に申請することはできなくなるのか。

地方創生推進交付金や地方創生拠点整備交付金の要件を満たせば、これらの交付金の対象となり得ます。

2. 申請主体について

問 2-1. 本交付金はどのような者が申請できるのか。

地方公共団体（都道府県、市区町村、一部事務組合及び広域連合）に限り申請可能です。ただし、地方版総合戦略を策定していることが必要です。

原則として、地方創生先行型交付金、地方創生加速化交付金、地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金で、会計検査院の不当事項として会計検査報告に掲記された地方公共団体は、当該検査報告が作成された年度及び翌年度において、新たな申請をすることはできません。

問 2-2. 推進会議や大学、事業者等が直接国へ申請することは可能か。

本交付金は、地方公共団体に限り申請可能であり、推進会議や大学、事業者等が直接国へ申請することはできません。

問 2-3. 市区町村が申請することは可能か。

可能です。ただし、本交付金の支援対象経費等を踏まえれば、地域において産業や大学等の一定の集積があることが望ましいと考えられます。

なお、市区町村については、当該市区町村の存する都道府県を介さずに国へ直接申請していただくこととしていますが、当該都道府県及び当該市区町村が同一の区域を含んだ各々の計画を別に策定する場合に必要な調整を行うため、当該市区町村は計画の策定及び申請に当たり、当該都道府県と適宜情報の共有を図るなどして対応ください。

問 2-4. 複数の地方公共団体による共同申請は可能か。

可能です。その場合、複数の地方公共団体が、共同で計画を作成し、交付金申請を行うものとします。各地方公共団体が行う事業について、それぞれ予算計上を行い、交付においては、国からそれぞれの地方公共団体へ直接交付することとなります。

問 2-5. 東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）の地方公共団体が申請することは可能か。

可能です。ただし、本交付金は、地方圏における若者の修学及び就業の促進を目的とするものであるため、計画の認定においては、地方への新しいひとの流れをつくり、東京一極集中の是正に寄与することが相当程度期待できる内容となっていることについても評価項目となることに御留意ください。

問 2-6. 東京圏以外の大都市圏の地方公共団体が申請することは可能か。

可能です。

3. 計画について（KPI を含む）

問 3-1. 本交付金の申請の前に計画を作成しておくことが必要か。

計画は申請前に作成いただく必要があります。

問 3-2. 計画作成や申請における地方公共団体と推進会議との関係如何。

推進会議が計画の案を作成した上で、計画の作成や国への申請は地方公共団体が行います。

問 3-3. 地域再生計画とは別に、法に基づく計画の作成が必要か。

本交付金の申請にあたっては、地域再生計画とは別の計画として作成する必要があります（地域再生計画の作成は不要です）。

問 3-4. 本交付金には地方創生推進交付金活用分が含まれているが、地方創生推進交付金の申請も別途行う必要があるか。

本交付金の申請にあたっては、地域再生計画の作成・変更は必要なく、また、地方創生推進交付金の申請を別途行う必要もありません。

問 3-5. 計画区域から除かなければならない区域はあるか。

計画区域は、特定地域（大学の学部が既に相当程度集中している地域であって他の地域における若者の著しい減少を緩和するために当該学生が更に集中することを防止する必要がある地域）の外に定めなければなりません。なお、特定地域については、政令で東京 23 区を定めています。

問 3-6. 計画区域は、申請主体である地方公共団体の区域より小さい区域とすることは可能か。

計画区域は、申請主体である地方公共団体の全域とすることをおおむね想定していますが、人口、面積、大学や事業者等の配置等を勘案し、当該地方公共団体の一部の区域に限ることを妨げるものではありません。ただし、その場合、当該区域を対象に各種 KPI 等を設定する必要があることに御留意ください。

問 3-7. 計画期間は何年間か。

おおむね 10 年程度とします。

問 3-8. 国による支援は原則 5 年間であるのに、なぜおおむね 10 年程度の計画を作成する必要があるのか。

地域における若者の修学及び就業を持続可能な形で促進していくためには、将来的には、国の支援に依存することなく、地域における取組が自走していくことが必要です。

また、地域における取組が将来的に自走していくためには、中核的産業の振興がとりわけ重要であり、「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」においても、産業の拡大や生産性向上などを図るためには一定期間を要することから、5～10 年間の中長期的な支援が必要との報告が取りまとめられたところです。

これを踏まえ、本交付金においては、計画期間についておおむね 10 年程度を目安とし、計画期間の前半（原則 5 年間）は、計画の立ち上げに際して事業の推進を集中的に支援する観点から国が支援することとし、計画期間の後半は、産業の発展や専門人材の活躍が一定程度見込まれることから、参画主体や地域の金融機関が資金や人材等の資源を拠出し合う仕組みとしています。

問 3-9. 中核的な産業として設定する分野に限定はあるか。

地域の自主性・自立性を尊重する観点から、国として分野を限定することはなく、製造業のほか、農林水産業や観光業、情報通信業、文化産業、スポーツ産業等の分野も対象となりえます。各地域において、産業、大学、雇用等の強みや課題の把握・分析（「地域の見える化」）をした上で、地域全体を俯瞰し、中長期的な観点から、中核的な産業として振興が必要な分野を設定してください。

4. 推進会議について

問 4-1. 推進会議は本交付金の申請前に設立しておく必要があるのか。また、既存の産官学連携の組織を推進会議と位置づけてもよいか。

法では、推進会議において計画の案を作成することとされているため、本交付金の申請前に設立しておく必要があります。また、法で定める要件を満たせば、既存の組織を推進会議と位置づけることは可能です。

問 4-2. 推進会議は法人格を持つ必要があるか。

申請にあたって、必ずしも推進会議が法人格を有する必要はありません。

問 4-3. 推進会議の規約としてどのようなものを定めるべきか。

推進会議の名称、目的、活動内容、構成員（構成団体）、入会・退会に係る事項、役員に係る事項、会議の開催に係る事項、（専門部会等を設置する場合は）専門部会の設置及び開催に係る事項、経費に関する事項、事務局に係る事項その他必要な事項について、定めていただくことを想定しています。

問 4-4. 推進会議に大学や事業者（又は事業者が組織する団体）の参画は必須か。また、推進会議に参画する大学が1大学のみ、1事業者のみでもよいか。

推進会議には、大学、事業者（又は事業者が組織する団体）ともに参画が必須です。参画大学数、参画事業者（団体）数に下限は設定していません。

問 4-5. 推進会議に参画する大学や事業者は計画区域に所在していることが必要か。

地域における若者の修学及び就業を促進する観点から、計画区域に何らかの拠点が所在する大学や事業者が推進会議に参画することを想定しています。これらに加えて、域外の資金や人材等の資源を取り入れる観点から、計画区域外の大学や事業者等が参画することも差し支えありません。

問 4-6. 推進会議にはできるだけ多くの大学や事業者の参画を募った方が望ましいのか。

いわゆる「総花主義」ではなく、特色化を図る観点からは、機関どうしの単なる「おつきあい」に見えるような推進会議の組成は望ましいとは言えません。参画機関が一丸となって本気で事業を実施することができる必要十分な体制とすることが望ましいと考えます。

問 4-7. 推進会議は誰が主宰者となるのか。

首長が主宰者となることを想定しています。

問 4-8. 推進会議の事務局機能をどのような機関が担うことが望ましいのか。

推進会議の主宰者として首長を想定していることを踏まえれば、地方公共団体又は地方公共団体が出資する法人（例：産業振興機構等）が主に事務局機能を担うことを想定しています。なお、設置形態に依らず、推進会議を構成する産官学の各主体が綿密に連携して事務局機能を担うことが望ましいと考えられます。

問 4-9. 推進会議の事務局を大学においてもよいか。

首長が推進会議の主宰者となることを想定しているため、大学のみにも事務局を置くことは想定されません。

問 4-10. 事業責任者として想定されるのはどのような人物か。

計画案作成や事業実施において中心的な役割を果たし、有識者により構成される「地域における大学振興・若者雇用創出事業評価委員会」（以下、「評価委員会」という。）による現地評価・面接評価での説明・質疑対応を行うなど対外的なスポークスパーソンの役割を担うのみならず、大学改革を大学の執行部とともに推進することに加え、地域の自走が必要な期間を含めた産業界、金融機関等からの資金面でのコミットメントを引き出すことができるなど、産官学金の強力な連携をリードすることができる人物を想定しています。併せて、計画期間（おおむね10年程度）の全体にわたり、事業責任者として一貫して職責を果たしていただくことが重要と考えています。

問 4-11. 事業責任者は、他の職と兼務することは可能か。

事業責任者としての職務に影響がない範囲で可能です。ただし、他の職務に従事している期間は人件費の積算から除外するなど、適切な積算に努めてください。

問 4-12. 大学の参画要件如何。

大学については、一定の質を担保するため、以下の要件を全て満たすもののみ推進会議への参画を可能とします。

- ・ 学生募集停止中でないこと
- ・ 本交付金の申請の前年度のいずれかの時点において、収容定員充足率が 85%以上であること（大学（短期大学を除く）においては、学士課程全体の収容定員充足率、短期大学については、学校全体の収容定員充足率とする）
- ・ 「私立大学等経常費補助金」において定員の充足状況に係る基準を除き、本交付金の申請の前年度に不交付又は減額の措置を受けていないこと
- ・ 設置計画履行状況等調査において「警告」が付されていないこと
- ・ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 109 条第 2 項の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けていないこと
- ・ 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準（平成 15 年文部科学省告示第 45 号）第 1 条第 3 号の要件を満たしている大学であって、第 2 条第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する者が設置する大学でないこと

問 4-13. 一部の学部や研究科のみが推進会議に参画することは可能か。

「組織」対「組織」の持続的な連携体制の構築の観点から、学長が参画するなど、大学全体として推進会議に参画いただくことを想定しています。

問 4-14. 事業者としてはどのような者の参画を想定しているか。

地元の経済団体や金融機関、計画における中核的産業に関連した企業群や個別企業等の参画を想定しています。

5. 大学改革について

問 5-1. 「大学改革」の内容如何。

本交付金における「大学改革」は、地方大学が従来の「総花主義」から脱却を図るために、国内外のトップレベル人材の招へいや新しい人事評価制度の導入、戦略的な外部資金の獲得、世界トップレベルの研究環境整備、学内の組織改革などの取組を通じ、日本全国や世界中の学生が魅力を感じる特定分野に圧倒的な強みを持つ大学づくり（キラリと光る地方大学づくり）を行うことを指します。

問 5-2. 要件としている大学組織改革の定義如何。文部科学大臣の設置認可等が必要となる組織改編が要件となるのか。

大学組織改革については「大学の統合再編、学部・学科・研究科・専攻・研究所等の再編、国際共同学位プログラムの創設等」を要件としています。そのため、文部科学大臣の設置認可等の要否と必ずしも一致している訳ではありません。

問 5-3. 大学組織改革に関連して、文部科学大臣による大学設置認可や国立大学法人の中期計画の変更の認可等が必要となる事項を記載した計画が、内閣総理大臣により認定された場合、文部科学大臣へのこれらの申請等手続は不要になるのか。

内閣府への計画認定申請と、文部科学省への設置認可申請・届出、中期計画変更申請等は別に行われる必要があります。文部科学省関係の手続に関しては、文部科学省に別途お問い合わせください。

なお、内閣総理大臣による計画の認定により、文部科学省における大学設置認可や中期計画変更認可等において優遇されることは一切ありませんので、これらの認可事項を含む計画を検討する際には、事前に文部科学省に相談するなど、適切に対応ください。

問 5-4. 内閣総理大臣により計画が認定された後、文部科学大臣による大学設置認可等が認められなかった場合、計画の変更が必要となるのか。

内容に応じて計画の変更が必要になる場合があります。

問 5-5. 既に特色化のための大学組織改革を行っている場合であっても、本交付金の申請にあたり、新たに大学組織改革が必要となるのか。

本交付金の申請にあたり、新たな大学組織改革は必須です。本交付金は、これまでの大学の取組を踏まえた上で、将来にわたって大学が実施する新たな取組を支援する経費としてお考えください。なお、大学や学部・学科等の組織再編以外にも、国際共同学位プログラムの創設等も要件で定める大学組織改革の1つとしています。

問 5-6. 要件とする大学組織改革はいつまでに行う必要があるのか。

具体的な期間は定めていませんが、国による支援期間において、教育研究上の一定のアウトプットを出していただくため、設置認可等の手続が不要のものは計画の2年目頃まで、設置認可等の手続を要するものは計画の3年目頃までに行っていただくことが望ましいと考えています。

問 5-7. 推進会議に参画する全ての大学が組織改革を行う必要があるのか。

推進会議において中心的に参画する少なくとも1つの大学が要件に定める組織改革を行っていただく必要があります。

問 5-8. トップレベル人材の招へいは必須要件か。

必須要件とはしていませんが、基本的に特定分野に強みを持つ「キラリと光る地方大学」づくりを効果的に進めるため、外部のトップレベル人材の招へいが行われることを想定しています。

問 5-9. 招へいするトップレベル人材には、どのような役割が想定されているか。

日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」を推進する中核的な存在としての役割が想定されます。

問 5-10. トップレベル人材は、完全に移籍してもらう必要があるのか。

招へいするトップレベル人材については移籍いただくことが望ましいですが、現在の所属機関との関係等により、当該人材に完全に移籍いただくことが難しい場合は、例えばクロスアポイントメント等により、現在の所属機関にも籍を残しつつ、一定期間招へいすることも可能です。

問 5-11. トップレベル人材の雇用形態や招へい期間について要件はあるのか。

具体の要件は課していませんが、当該人材に継続的にコミットしてもらうためには、雇用関係の下、少なくとも年間数ヶ月程度は滞在してもらうことが望ましいと考えています。

他方、地方公共団体や推進会議において KPI を設定することになりますので、目標達成に必要かどうかという観点から適切な滞在期間を設定してください。

問 5-12. 中心研究者として想定されるのはどのような人物か。

中心研究者は、研究開発等を行う事業において、当該研究開発等を指揮・統括する研究者を想定しています。

問 5-13. 招へいするトップレベル人材が中心研究者となることは可能か。

可能です。

問 5-14. 事業責任者と中心研究者は兼務可能か。

事業責任者と中心研究者それぞれに求められる役割を踏まえれば、別に選任いただくことが望ましいと考えていますが、両役割を果たすことができるのであれば、兼務いただくことも可能です。

問 5-15. トップレベル人材の招へいのため、標準的な給与よりも高い給与を支給することは可能か。

可能です。

問 5-16. 招へいするトップレベル人材については、招へいにあたり内諾が必要か。

申請時点では必ずしも本人の内諾やトップレベル人材が現在所属する機関との調整は必須ではありません。ただし、状況の確認のため、本人の内諾有無やトップレベル人材が現在所属する機関との調整状況について別紙様式に記入ください。

6. 交付対象経費について

問 6-1. 本交付金の交付対象経費とならない経費は何か。

以下の経費については、原則として、支援の対象外とします。

- ・ 地方公共団体の職員の人件費（事業に伴う臨時・非常勤職員の人件費を除く。）
- ・ 地方公共団体の職員の旅費（ただし、事業の一環として必要不可欠な職員の出張については、旅費を支出して差し支えありません。例えば、内閣府の求めに応じて必ず対応をいただくものや、海外との連携構築、販路開拓のためのトップセールス等への職員の同行については認められますが、本交付金について、大学や事業者等と事前打合せをする場合、先進地への視察、市区町村が県と相談する場合の旅費などについては、一般財源で対応ください。）
- ・ 特定の個人や個別企業に対する給付金事業及びそれに類するもの
- ・ 施設や設備の整備、備品購入自体を主目的とするもの
- ・ 貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの）、基金の積立金
- ・ 国の補助金又は給付金を受けている、又は受けることが確定している事業に要する経費
- ・ 他の補助金（文部科学省「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」等）に関連して行う地方公共団体の取組のうち、既に特別交付税措置などの財政上の支援を受けている経費
- ・ 用地取得（区分所有権の取得を含む）や造成に要する経費

等

問 6-2. 大学の教職員や事業者等の従業員等の人件費などの経費は認められるのか。

大学の教職員や事業者等の従業員等の人件費などの経費については、既に雇用している者の人件費といった既存の経費の振替は認められませんが、計画に基づく事業の実施のために新たに雇用する者の人件費など、本交付金事業を開始するにあたり、新たに必要となった経費は認められます。なお、計画に基づく事業に従事する期間に相当する人件費の積算が適切になされるなど、事業開始以降も、適切な執行管理が求められますので、ご注意ください。

また、本交付金事業における、いわゆる「バイアウト制度」の適用や若手研究者の自発的な研究活動等における経費の運用については、適宜、事務局まで事前に御相談下さい。

問 6-3. 個人や個別企業に対する給付事業は、原則、対象外となっているが、具体的にどのような経費が対象外となるのか。

例えば、個人向けでは学費の減免、インターンシップへの参加の際の学生への交通費・昼食代、学び直しプログラム参加中の社員の給与補てん等が、個別企業向けでは雇用助成や赤字企業への事業費助成等が給付金事業と判断され、本交付金の対象外となります。

問 6-4. 給付事業に類するものとして対象外となる経費は何か。

例えば、一般財源で措置すべき経常的な経費の財源振替、赤字施設への運営費の補てん等が、給付事業

に類するものとして本交付金の対象外となります。

問 6-5. 個別企業への助成は全て給付金事業に該当するのか。

上記のとおり、赤字企業への事業費助成等、経常的な支出への補てんに該当するものに限って、個別企業に対する給付金事業として対象外としています。

一方で、強みのある分野に特化した助成、地域資源を活用して新分野開拓を支援するための助成など、当該地方公共団体が戦略性をもって取り組む助成については、個別企業が対象であっても本交付金の対象となります。

問 6-6. 国による他の補助金等を受けている事業に充てることはできるのか。

国による固有の補助金の給付を既に受けている、若しくは、令和3年度に受けることが確定している事業には、本交付金を充当することはできません。また、独立行政法人による補助制度についても、国の補助制度における取扱いに準ずるものとみなし、同様の取り扱いとします。

一方で、計画に関連して、明確な役割分担の下で、本交付金の活用に加え、他の国庫補助金等も併せて有効活用を図ることは、望ましいものであるため、他の国庫補助金等の活用についてもよく検討ください。

問 6-7. 基盤構築分とプロジェクト実施分の違い如何。

本交付金は、「キラリと光る地方大学づくり」のための基盤構築に資する取組（計画推進、推進会議運営、産官学連携構築、大学改革関係等の取組）を「基盤構築分」として、予算科目上の地方大学・地域産業創生交付金により支援し、産官学連携による地方の自主的・自立的な中核的産業振興・専門人材育成等の取組を「プロジェクト実施分」として、地方創生推進交付金活用分により支援します。なお、1計画あたり国費上限目安額を7億円としています。（具体的には以下の内容を想定します。）

【基盤構築分】

- ・「計画推進」：計画を踏まえたアクションプランの策定や計画の検証・見直しのために必要な調査費等
- ・「推進会議運営」：事業責任者の人件費や事務局運営費等
- ・「産官学連携構築」：産官学連携コーディネーターや知的財産コーディネーターの人件費等
- ・「大学改革関係」：魅力ある大学組織改革につながる海外・国内からのトップレベル人材の招へいに際して必要な当該トップレベル人材の人件費、招へい旅費、研究環境整備費（共同利用の研究機器等の購入・修理費用や研究用の施設の整備改修費用）等
- ・「先導的研究基盤の活用に向けた環境整備等」：共用可能な大容量情報ネットワークや大型研究施設、共用プラットフォーム等の活用に必要なネットワークへの接続のための環境整備等に要する経費、施設の使用料等

【プロジェクト実施分】

- ・「産官学連携事業」：スタートアップ支援、販路拡大調査、地域・製品のブランディング、オープンイノベーション拠点整備・運営、事業の成果普及のためのシンポジウム開催等に要する経費等

- ・「大学組織改革による質の高い教育の提供、リスクの高い先端研究等」：大学組織改革による新たな教育プログラムの開発・提供に要する経費、先端的な研究開発に要する経費等
- ・「先導的研究基盤・技術を活用した最先端研究等」：共用可能な大容量情報ネットワークや大型研究施設、共用プラットフォーム等の活用が必要不可欠な最先端研究の実施に要する経費等

問 6-8. 基盤構築分とプロジェクト実施分は両方計画に含む必要があるか。

基盤構築分として「キラリと光る地方大学づくり」のための基盤構築が行われ、その上で、プロジェクト実施分として地方の自主的・自立的な中核的産業振興・専門人材育成等の取組が行われることを想定していますので、両方の要素を含んだ計画としてください。

問 6-9. 先導的研究基盤の定義は何か。

共用可能な大容量情報ネットワークや大型研究施設、共用プラットフォーム等を指します。

例：学術情報ネットワーク (SINET)、大型放射光施設 (SPring-8)、X線自由電子レーザー施設 (SACLA)、革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ (HPCI)、大強度陽子加速器施設 (J-PARC)、ナノテクノロジープラットフォーム、NMR 共用プラットフォーム等

問 6-10. 施設整備等事業として認められる経費の具体例如何。

施設整備等事業には、施設整備や設備整備に要する経費（施設整備等のために要する調査及び設計等に要する経費を含む）のほか、備品購入に要する経費が該当します。また、最終的に施設整備や設備整備、備品購入に対して支出することを目的として、補助金等により間接交付する場合も含まれます。

なお、施設整備や設備整備、備品購入自体を主目的とするものは認められません。KPI の達成への寄与が見込まれるものに限定して申請してください。

問 6-11. どのような場合に施設整備計画の提出が必要なのか。

施設整備を行う（「増築」、「改築」、「模様替」に該当する）場合は、施設整備計画を提出する必要があります。

問 6-12. 地方公共団体から大学等へ研究費を助成する場合、いわゆる間接経費を助成することは可能か。

可能です。大学等における研究開発の円滑な実施のためには、研究費に間接経費（研究費の交付を受ける研究者等が所属する機関における管理や研究環境の整備等、研究の実施に関連する間接的に必要な経費）を含めて助成することが望ましいです。

なお、直接経費として支出する部分にかかる部分の補填とすること（直接経費との合算使用）はできませんので、御留意ください。

また、間接経費の考え方については、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」や科研費等の取扱も合わせて参考としてください。

問 6-13. TA (Teaching Assistant)、RA (Research Assistant) として学生を雇用した場合、謝金を支給することは可能か。

いずれも可能です。謝金の単価については大学等の規程等に従って算出してください。

問 6-14. 学生への就学支援などの経費（奨学金や交通費など）を支出することは可能か。

本交付金は、計画の実施に必要な経費に対し交付されるものであり、学生個人に課される費用は対象となりません。したがって、学生への奨学金の支給や、学生個人が負担した交通費の立替払いのような支出に関しては、本交付金から支出することはできません。

問 6-15. 学生へ旅費を支給することは可能か。

旅費は、学生には支給できません。ただし、TA や RA として雇用し、その職務を遂行するにあたり必要な旅費については、交付対象経費とすることができます。

また、学生の移動に際し、バス等の借り上げにより対応する場合は、交付対象経費とすることができます。

問 6-16. 学生が実習等を行う場合に必要となる交通費や宿泊費を支給することは可能か。

学生が実習等を行うための交通費や宿泊費については、補助事業者または間接補助事業者が適正かつ明瞭に執行管理できるように、補助事業者等がバスや宿泊施設等の借り上げを行うなどの方法により、学内規程等に従って支出してください。

問 6-17. 「先導的研究基盤・技術を活用した最先端研究等」は、大学が行う事業のみが対象となるのか。

必ずしも大学が主体となる事業に限定していません。要件に該当する場合には、地方公共団体や事業者等の主体が行う事業も対象となり得ます。

問 6-18. 備品購入については、KPI の達成への寄与が見込まれるものが対象とされているが、机や椅子等の備品も含まれると考えてよいか。

本交付金の効果的・効率的な執行の観点からは、机や椅子等の汎用性が高い備品については、可能な限り既存のものをお使いいただくとともに、一般財源にて購入することが望ましいですが、事業実施にあたり、真に必要なものと認められれば、交付対象となる可能性があります。

問 6-19. 共用して利用する備品の購入にあたり、複数制度の研究費の合算による購入は可能か。

本交付金事業の遂行に支障を来さないことを前提に、複数制度ごとの明確な費用負担の整理ができている場合には、複数制度の研究費の合算による備品購入も妨げません。

問 6-20. ライセンスや保守契約等の契約の最小単位が1年間の場合において、年度途中の調達は可能か。

契約した業務が事業年度内に完了していることが必要であるため、原則として、契約の最小単位が1年間の契約を年度途中で行うことはできません。ただし、本交付金事業の目的に合致しているという前提の下で、ライセンス部分については、ソフトウェア（物品）の購入という形で本交付金を充てることは可能と考えますが、保守等の役務については、次年度に支出負担行為が発生するため本交付金を充てることは困難と解されます。

問 6-21. 大学が行う取組についても、本交付金の対象となるのか。

地方公共団体から大学への委託・補助事業等についても、本交付金の対象となります。

問 6-22. 都道府県による市区町村への補助事業に本交付金を充当できるか。

可能です。ただし、当該都道府県及び当該市区町村が共同で計画を策定し、申請を行うことが望ましいと考えています。

問 6-23. 地方公共団体が造成している基金から財源が拠出されている事業も、本交付金の対象事業となるか。

対象となります。ただし、基金の原資に国からの補助金が充当されている場合は、実質的に国による補助制度となるため、対象となりません。

問 6-24. 地方公共団体の特別会計や公営企業会計から財源が拠出されている事業について、本交付金の対象事業となるか。

どの会計から財源が拠出されているかに依らず、地方版総合戦略における位置づけなどを勘案し、本交付金による事業として適切かどうかを個別に判断ください。

問 6-25. 本交付金の地方負担分に企業版ふるさと納税制度による寄附を充てることは可能か。

可能です。ただし、地方創生応援税制に係る寄附を充てる場合には、法に基づく計画の認定とは別に、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定する「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を記載した地域再生計画の認定を受ける必要があります。なお、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第13条において、当該認定を受けた地方公共団体は、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に関連する寄附を行う法人に対し、当該寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与してはならないこととされていることにご留意ください。

問 6-26. 国費ベースで7億円を上限の目安としているが、これを超える額を申請することは可能か。

特筆すべき理由があれば、その理由を添えて7億円を超える申請をすることが可能です。その場合、評価委員会において、理由の妥当性や将来の自立性（自走性）等を評価し、それを踏まえ取扱を決定します。

問 6-27. 1 計画あたりの交付金額の上限の目安とは、単年度あたりの上限の目安か。複数年事業を予定している場合、複数年間の交付金の総額を上限の目安以内にしなければならないのか。

1 計画あたりの交付金額の上限の目安として示しているのは、単年度分の金額です。したがって、複数年事業の場合は、単年度あたりの上限の目安に年数を乗じたものが複数年間の交付金の総額の上限の目安となります。

問 6-28. 過去に国の補助金等で採択され、補助期間が終了した取組と同一又は類似の取組を申請することは可能か。

過去の取組をそのまま継続・延長させたものは認められません。また、これまでの取組の成果を大きく発展・充実させた上で、計画の一部として取り込んで申請するような場合は、過去の取組の評価を踏まえた上で、今後追加的に期待できる成果について適切に盛り込んでください。

問 6-29. 過去に国の補助金等で不採択となった取組と同一又は類似の取組を申請することは可能か。

申請自体は可能ですが、同様の事業内容のままでは先進性等が不足した事業であると考えられるので、交付対象となりません。

問 6-30. 計画の一部又は全部について、他の補助金にも申請する予定であるが、本交付金への申請は制限されるのか。

他の補助事業への申請によって、本交付金への申請が制限されることはありません。ただし、両方で採択され、事業内容に重複がある場合は、当該部分について、本交付金による支援措置を受けることができませんので、他の補助事業との区分等を十分整理した上で、本交付金を申請してください。

7. PDCA の実践について

問 7-1. KPI の達成度はどのような体制で、どのように分析するのか。

各地方公共団体においては、外部有識者を含む検証機関を設置し、KPI の達成度について検証することが必要です。検証機関は、必要に応じて、住民の意見聴取等を行い、地方版総合戦略や今後実施すべき事業のあり方について提言を行うことが望まれます。併せて、議会による検証も行われることが望まれます。

また、KPI の達成に寄与することを目的として、研究開発の PDCA サイクルを検証するために、外部有識者からなる研究評価委員会を設置することも妨げられません。このような研究評価委員会では、本交付金事業における研究テーマの進捗状況や事業化の見込み等から研究テーマの見直しや統合を行うことなどが望まれます。

問 7-2. KPI の検証機関は、例えば推進会議の一部会として位置づけることは可能か。

客観性を担保するためには、推進会議の外に検証機関を置くことが適当と考えられます。

問 7-3. 議会による検証について、例えば、所管委員会における報告や審議はこれに該当するか。

所管委員会での報告や審議は、議会による検証のひとつの方法であると考えられます。

問 7-4. 実施した事業が、KPI の達成度が極めて低い結果となった場合、本交付金を返還する必要が生じるのか。

KPI については、国において、評価委員会の評価を踏まえ、毎年度検証し、PDCA サイクルを実践することとしています。KPI が達成されない又は達成されないことが見込まれる場合であっても、達成状況が目標に満たないことをもって、直ちに次年度における本交付金の申請を行えないこととするのではなく、まずは、申請主体である地方公共団体に対し、取組の改善を求めることとします。但し、その後も改善の内容が望ましいものではない状況が続く場合、次年度の本交付金の交付を認めないことがあり得ます。

問 7-5. 毎年度の国によるフォローアップはどのように行われるのか。

評価委員会において、事業の進捗状況や KPI の達成状況等についてフォローアップを行います。また、本交付金の交付決定に際し条件を付した事業については、当該条件への対応状況についてあわせてフォローアップを行う予定です。具体的内容については、対象となる地方公共団体に追って連絡します。

8. 申請手続きについて

問 8-1. 1 地方公共団体あたりの申請可能数はあるか。

1 地方公共団体あたり、原則として毎年度 1 件までの申請とします。なお、既に事業が採択されている地方公共団体が、異なるテーマ、かつ、異なる大学の組み合わせで申請する場合は一概に不可とはしませんが、その場合、地方公共団体として、投下するリソースが分散されていないか、地域における大学同士の役割分担や連携関係が整理されているか等の観点から厳正に審査が行われることをご理解下さい。

問 8-2. 事業はいつまでに予算計上する必要があるのか。

原則、令和 3 年度当初予算または 6 月議会における補正予算に計上される事業を申請対象とします。その際、財源振替と判断される可能性のある一般財源ではなく、特定財源（本交付金）を見込んでの予算計上が望ましいです。

9. 認定について

問 9-1. 認定予定件数は何件か。

予算積算上は 3 件程度を目安としておりますが、先端的な研究開発や人材育成などについて、地域が一丸となって本気で改革に取り組む優れた計画に限定して認定することとしているため、認定件数が予

め決まっているものではありません。

問 9-2. 審査はどのように行われるのか。

評価委員会において、書面評価、現地評価（サイトビジット）、面接評価（プレゼンテーション）を実施します。評価委員会の評価を踏まえ、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣に協議の上、内閣総理大臣が計画の認定を行います。申請多数の場合は、現地・面接評価を行うものの数を限定することもあります。

なお、評価委員会における評価に先立ち、内閣府地方創生推進事務局が委託する専門調査機関において、各地域の申請内容に関して、専門的観点からの調査を実施することとしています。当該調査機関は、各地域の自己分析の妥当性や KPI の実現可能性等に関する所見を作成し、これを評価委員会における評価の補助資料とする予定です。

問 9-3. 評価委員会の委員名は公表されるのか。

評価委員会は毎年度設置することとしており、外部からの働きかけを防ぎ、公平・公正な立場から評価いただくため、毎年度末までは委員名を非公表とする予定です。なお、委員名を非公表としている間に、現地評価（サイトビジット）や面接評価（プレゼンテーション）等を通じ、申請団体又はその関係者が何らかの形で個別の委員名を知ることとなった場合においても、委員への働きかけはお控えください。

問 9-4. 不認定となった場合の取扱如何。

不認定の理由については申請主体である地方公共団体にお示しする予定です。また、次回の申請に向けての計画案の事前相談等に引き続き対応します。

問 9-5. 現地評価、面接評価はどのような者が対応するべきか。

評価のポイントである首長のリーダーシップや事業責任者の適切な関与等を確認するため、原則として、面接評価は首長及び事業責任者、中心研究者等に御対応いただくことを想定しています。また、現地評価は事業責任者、中心研究者等に御対応いただくことを想定しています。首長が議会对応等の特段の事情により面接評価に御対応できない場合は、代理者により御対応いただくことも可能としますが、その場合は、原則として、現地評価において首長に御対応いただきますようお願いいたします。

問 9-6. 現地評価、面接評価の詳細如何。

現地評価、面接評価の詳細な実施方法等については、対象となる地方公共団体に追って連絡します。

10. 交付、地方財政措置について

問 10-1. 予算計上した事業について、計画の認定及び本交付金の交付決定前の事業着手は認められるのか。

本交付金を活用して実施する事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下、「補助金等適正化法」という。）に基づき適切に執行されなければなりません。

このため、本交付金の交付を受けて実施する事業は、原則として、計画の認定及び本交付金の交付決定

がなされた日（以下、「認定・交付決定日」という。）以降より事業着手することが可能であり、認定・交付決定日より前から事業着手することはできません。

ただし、公益上真にやむを得ない場合に限り、認定・交付決定日以前からの事業着手が認められる場合がありますが、その場合であっても、事業着手に先立ち、内閣府との協議が必要です。

なお、仮にやむを得ない事情があったとしても、交付額の確定・精算あるいは実績報告の際に、認定・交付決定日以前に事業着手されたことが事後的に発覚した場合には、補助金等適正化法に基づき、交付決定の取消及び交付額の返還等となることに留意が必要です。

問 10-2. どのような場合に、交付決定前の「事業着手」となるのか。契約に向けた準備（入札など）を行った場合、事業着手となるのか。

上記の、公益上真にやむを得ない場合に限り、認定・交付決定日以前からの事業着手が認められる場合を除いて、認定された計画に基づく事業について、認定・交付決定日以前に、支出負担行為に当たる契約の締結を行うことはできません。

そのため、翌年度に行う契約の準備行為として、当該年度中に入札公告等の開始を行うことは妨げられません。

問 10-3. 地方負担に対する地方財政措置はどのようになるのか。

本交付金の地方負担に対する地方財政措置については、施設整備等事業に係るものを除き、特別交付税により措置されることとなります。

また、施設整備等事業については、一般補助施設整備等事業債の対象となり、充当率は90%、交付税措置率は30%を予定しています。

問 10-4. 交付額が申請額を下回る場合があり得るのか。

当該事業の一環として必要不可欠でない職員の出張旅費など、交付対象外経費が認められる事業については、当該交付対象外経費を除いた金額を交付します。

なお、交付額が申請額を下回る場合には、交付額と申請額の差額を一般財源で措置するなど、事業執行に支障が出ないように、適切な対応が求められることについてあらかじめご了承ください。

問 10-5. 本交付金を申請するためには、令和3年度事業として議会の予算議決を得る必要があるが、議会の承認を得たとしても、計画が認定されなかった場合には一般財源で手当てすることが不可能で、事業実施ができなくなってしまう可能性がある。そうした場合に、なんらかの救済措置はとられるのか。

事業が採択されなかった場合は、地方公共団体の判断により、一般財源で対応していただくか、事業をとりやめていただくこととなり、国として救済措置をとることはできません。

しかしながら、不認定理由等を踏まえ、再度申請いただくことは可能であり、国としても必要に応じて事前相談に対応しますので、事業内容を磨き上げていただければと考えています。

問 10-6. 本交付金を充当した事業を繰り越すことは可能か。

本交付金は令和3年度当初予算で計上されており、本交付金の対象事業は、原則として、令和3年度内の執行が予定されている事業とします。

しかしながら、通常の補助金等と同じく、将来、予期せぬ事態が発生し工事等が遅延した等の相応の繰越事由がある場合には、財務当局が繰越を認める可能性があります。

その場合、内閣府が一括し財務省と協議するものとします。

問 10-7. 市区町村には、国庫から直接市区町村に交付されるのか。

国庫から直接市区町村に交付されます。

問 10-8. 国による支援は5年間の支援が約束されるのか。

本交付金については、予算の範囲内で、原則5年間の支援を行うこととしていますが、期限付採択となる場合もあります。

なお、毎年度のフォローアップの結果は、翌年度の本交付金の交付にあたり勘案するとともに、計画の目標の達成が不可能と判断された場合は、事業の中止も含めた計画の見直しを求める場合があります。

問 10-9. 5年間よりも短い期間で国の支援を求めることは可能か。

可能です。

問 10-10. 国による支援は原則5年間とされているが、支援の延長を求めることは可能か。

原則として、6年目以降は地域で自走していただくことを想定しています。

11. 計画の公表・変更等について

問 11-1. 実施計画の提出にあたっては、地方公共団体名や地域名などの固有名詞をマスキングする必要があるのか。

本交付金の実施計画の提出にあたっては、固有名詞をマスキングしていただく必要はありません。

ただし、法に基づく計画に引用することとしている項目については、計画の認定と併せて内閣府ホームページにおいて公表する予定としているため、固有名詞等の取扱いについて留意ください。

問 11-2. 一度、実施計画を提出したら、審査期間中の実施計画の変更は認められないのか。

提出期限前であれば実施計画の変更は可能ですが、提出期限後から交付決定までの期間については、実施計画の変更は認められません。(内閣府の指示により実施計画を変更する場合を除く。)

なお、交付決定後に変更する必要がある場合には、交付要綱に基づく変更申請により変更が可能です。

問 11-3. 採択後の交付申請の変更手続きは、こういった場合に必要となるか。

実施計画の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更交付申請書を提出する必要があります。

ただし、事業の目的等に関係がない実施計画の細部の変更である場合は、変更交付申請書の提出を要しないものとします。(以下の例を参照ください。)

なお、変更交付申請を要する場合の提出方法などの詳細は、別途個別に御連絡します。

【変更交付申請を要する場合の例】

- ・計画の数値目標（実施計画の KPI に連動）の変更
- ・計画に記載している本交付金事業の総事業費の 2 割を超える増減
- ・計画に記載している本交付金事業の事業内容の追加又は削除

【変更交付申請を要しない例】(※この場合、あらかじめ変更しようとする実施計画を御報告ください。)

- ・計画に記載している本交付金事業の総事業費の 2 割以内の増減
- ・実施計画に添付する各事業詳細に記載されている各事業の 2 割以内の流用（同じ予算科目に基づく事業間の流用に限る）
- ・実施計画に添付する各事業詳細に記載されている各事業費の 3 割以内の経費区分間の流用

12. 研究活動における不正行為への対応について

問 12-1. 研究不正の扱いについて

本交付金を活用して行われる研究活動における不正行為を未然に防ぐため、地方公共団体及び地方公共団体から補助や委託等により本交付金の配分を受けて研究を行う研究機関は、「研究活動における不正行為への対応指針(平成 30 年 6 月 1 日内閣府地方創生推進事務局長決定)」(以下「研究不正対応指針」という。)を踏まえ、適切に対応ください。

問 12-2. 既存の地方創生推進交付金は研究不正対応指針の対象外である一方、地方大学・地域産業創生交付金は対象とする理由如何。

地方創生推進交付金は、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な地方創生に資する取組を幅広く支援することを目的とする交付金である一方、本交付金は、首長のリーダーシップの下、産官学連携により、先端的な研究開発や人材育成などを行う優れた取組を重点的に支援することを目的としており、大学や事業者、公設試験研究機関等による研究活動が含まれる計画が一定程度を占めることが想定されることから研究不正対応指針の対象とするものです。

問 12-3. 研究不正対応指針における「研究活動」の定義如何。

「研究活動」とは、観察や実験など科学的・技術的な手法によって、事実やデータを素材としつつ真実や真理などを明らかにし、新たな知識を生み出す創造活動をいいます。

問 12-4. 研究活動を行わない計画を策定・実施する場合も、研究不正対応指針の対象となるのか。

研究活動を行わない計画を策定・実施する場合は、研究不正対応指針の対象外となります。

問 12-5. 研究不正対応指針に基づき、地方公共団体に求められる具体的な役割如何。

研究不正対応指針は、地方公共団体に対し、法令に基づく新たな義務を課すものではありませんが、研究活動を含む又は含みうる計画である場合、計画の策定・申請・実施を行う主体として、具体的には、主に以下の対応をしていただくことが望ましいと考えています。

- ・計画へ参画する又は参画を検討している研究機関に対して、推進会議等において、同指針を周知すること。
- ・計画の策定・申請・実施に当たり、計画へ参画する研究機関において「他省庁所管の研究資金を活用した研究活動における不正行為があると認められ、研究資金への申請の制限などの措置が行われている研究者」が含まれていないことを確認すること。
- ・研究資金の配分を伴う補助事業や委託事業を実施する際に、補助事業者や委託事業者等（以下、「補助事業者等」という。）に対し、同指針について周知し、補助事業者等が同指針の内容をあらかじめ承知して応募するよう取り計らうようにするとともに、当該事業の公募要領や委託仕様書等において、補助事業者等の研究活動における不正行為が認定された場合の対応等について記載すること（記載例：「本事業における研究活動の実施に当たっては、『研究活動における不正行為への対応指針（平成 30 年 6 月 1 日内閣府地方創生推進事務局長決定）』に留意して行うこと。補助事業者等の研究活動における不正行為が認定された場合や、国の研究資金を活用した研究活動における不正行為があると認められ、国への申請の制限などの措置が行われている研究者に本事業の研究資金が配分されていることが判明した場合には、国による措置に準じて、〇〇県（〇〇市）において補助事業者等に対し、研究資金の配分停止、申請の不採択、返還等の措置を講ずることがある。」など）。
- ・公設試験研究機関等において、地方公共団体自らが研究活動を実施する場合、同指針における研究機関として、同指針に基づき適切に対応すること。
- ・研究機関が同指針に基づき、国へ報告等を行うに当たり、必要な報告等を同報するよう要請するなど、本交付金の交付を受ける機関として適時適切に情報を把握するよう努めること。

問 12-6. 研究不正対応指針に基づく配分停止、不採択、返還等の措置は、事務局（内閣府）が研究機関に対して直接行うのか。あるいは自治体を介すのか。

本交付金は、地方公共団体が自ら研究機関となる場合を除いて、研究機関に対して研究資金を直接配分するものではありません。このため、研究不正対応指針に基づく配分停止、不採択、返還等の措置は、本交付金交付要綱及び補助金等適正化法に基づき、事務局が本交付金の交付先である地方公共団体に対して、本交付金のうち、研究活動における不正行為が認定された研究機関（又は研究者）への研究資金の配分に係る分について、配分停止、不採択、返還等の措置を行うこととします。なお、地方公共団体においても、研究活動における不正行為が認定された研究機関（又は研究者）に対し、国の措置に準じた措置を講ずることがある旨、研究資金の配分を行う事業の公募要領や委託仕様書等において明記しておくことが望ましいと考えています。

13. その他

問 13-1. 採択後、本交付金による財政支援以外に国からどのようなサポートを受けられるのか。

本交付金において認定された事業の円滑な実施のため、専門的な知見を有する国の評価委員会や専門調査機関による助言を行うなど、地方における自主的・自立的な取組を伴走的に支援する予定です。